

序章

I 改定の背景

尼崎市都市計画マスタープランは平成9年(1997年)に策定し、平成29年(2017年)を目標年次としてその実現に向けて取り組んできました。しかし、策定から17年が経過し、その間、都市を取り巻く状況は大きく変化しています。

全国の人口は、平成20年(2008年)を境に減少に転じており、今後ますます人口減少と少子高齢化が進むことが見込まれます。また、異常気象の増加や局地的な集中豪雨の発生、温暖化などの地球環境問題が深刻になっています。

本市においては、グローバル化の進展や社会経済情勢の変化などに伴う土地利用転換などが進んでいます。また、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災などこれまでに本市が経験した自然災害を貴重な教訓として、災害に強い安全で安心なまちづくりを実現しなければなりません。

さらに、地域主権改革による市町村への権限移譲が進み、地域主体のまちづくりが求められており、厳しい財政状況のなか、より効率的な都市基盤の整備と適正な維持・保全、既存資源の活用といった視点が重要になっており、これまでの「つくる」ことを中心とした考え方から、つくったものを「活かし、守り、育てる」ことを中心とした考え方へと転換し、質の高い機能が連携する都市構造を実現することが必要となっています。

今後、都市計画を考える上で、こうした時代の変化を見極め、的確に対応するため、市民参加のもとに、本市の地域特性や平成24年(2012年)策定の「尼崎市総合計画」などを踏まえ、都市計画マスタープランを改定しました。

Ⅱ 位置付けと役割

1 都市計画マスタープランとは

都市計画は、土地や建築物に対する規制・誘導を行い道路や公園緑地などを適正に配置することで、健康で文化的な生活や、機能的な都市活動が行われるように定めるものです。

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定める「都市計画に関する基本的な方針」で、都市計画の目標となる望ましい都市像と都市整備の方針、また、その実現のための施策を総合的、体系的に示す計画です。

2 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、上位計画である「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）」及び「尼崎市総合計画」に即して、これからのまちづくりを進めるにあたっての指針として定めます。

また、都市計画マスタープランは、防災や道路、緑、環境などの各分野の個別計画と相互に整合を図りながら、これらが一体となって目標を実現するよう定めます。

3 都市計画マスタープランの役割

(1) まちづくりの目標の明確化

本市のまちづくりについて、わかりやすい表現で、将来のめざすまちの姿や地域別の方針を明らかにします。

(2) 都市計画の総合性・一体性の確保

都市計画を決定または変更する際の指針とします。

(3) 個別の都市計画相互の調整

土地利用、都市施設、市街地開発事業などの個別の都市計画について相互の調整を図ります。

(4) 市民の理解と参加

市民・事業者・行政が将来のめざすまちの姿を共有することにより、一人ひとりが都市計画に対する理解を深め、その実現に向けた協働のまちづくりを促進します。

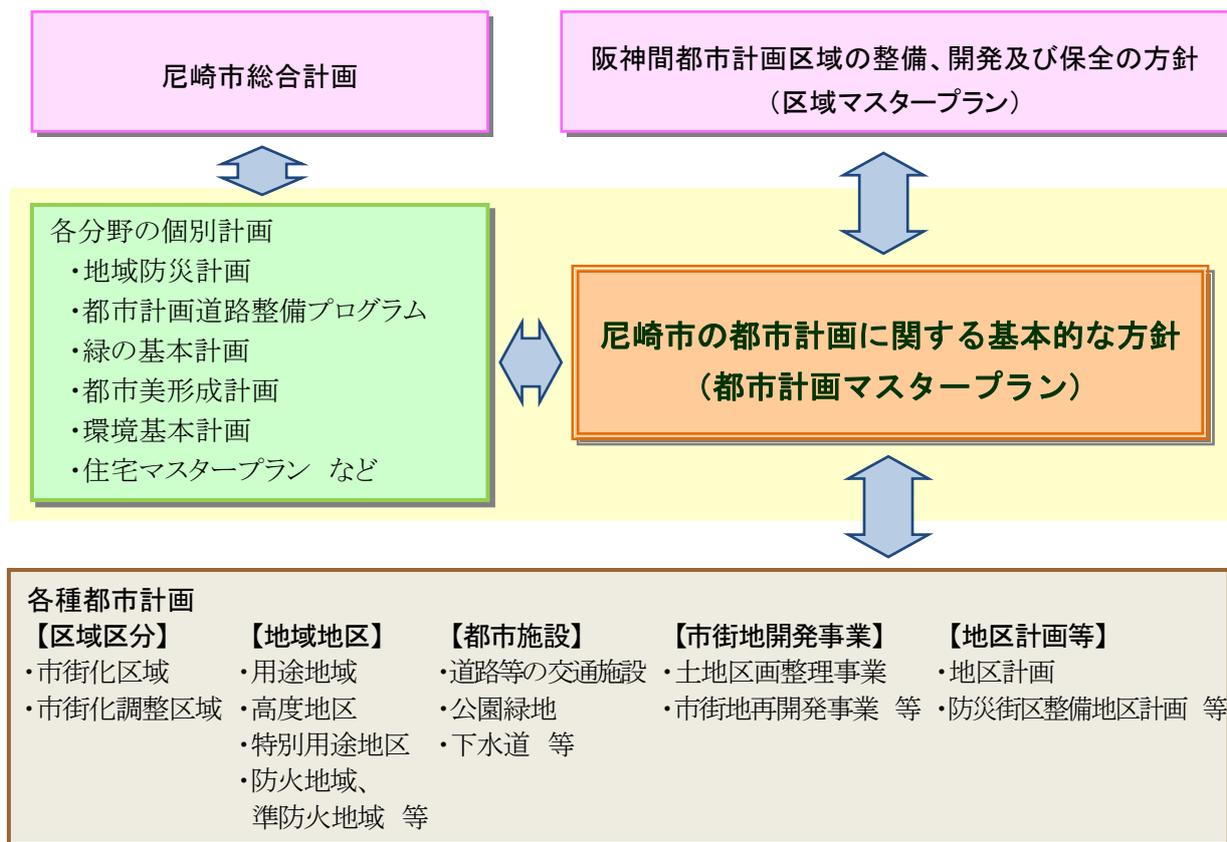
Ⅲ 対象区域

本市は、行政区域の全域が都市計画区域となっていることから、全市域を都市計画マスタープランの対象区域とします。

IV 構成と目標年次

都市計画マスタープランは、都市全体の将来目標、土地利用及び都市施設のあり方などを示す「まちづくりの基本方針」、「分野別まちづくり」と、都市計画の進め方を示す「まちづくりの推進」、地域ごとの課題やまちづくりの方針などを示す「地域別まちづくり」で構成します。「まちづくりの基本方針」と「分野別まちづくり」は、どのようなまちづくりをめざしていくのかという全体的な方向性を、「地域別まちづくり」は、今後 10 年間で取組を進めていく具体的な内容を示しています。

目標年次は、「尼崎市総合計画」の「まちづくり構想」に合わせ、10 年後の平成 35 年(2023 年)とします。



V 今後のまちづくりの視点

本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、本市の現状から、今後のまちづくりに次のような視点が必要となつています。

- 1 人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくり
- 2 ストックを活かしたまちづくり
- 3 環境に配慮したまちづくり
- 4 災害に強い安全・安心なまちづくり
- 5 地域主体のまちづくり

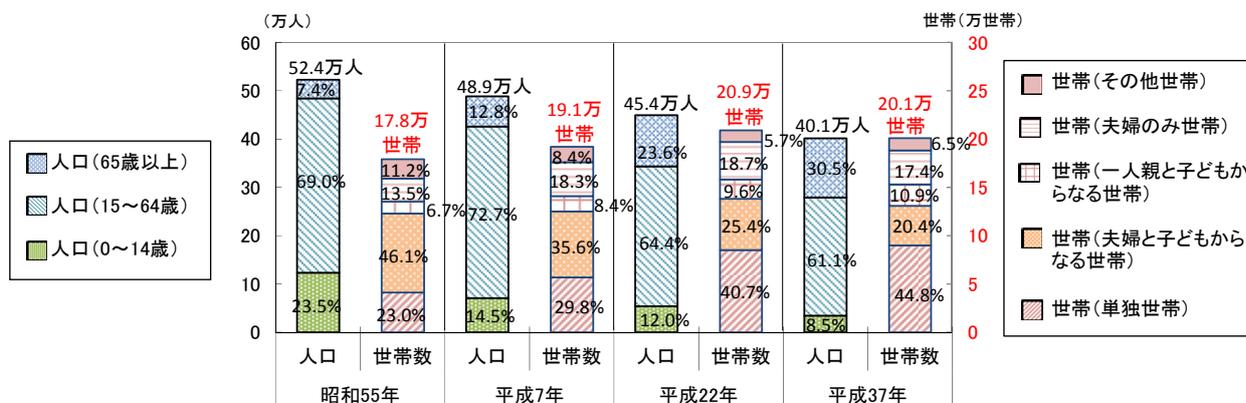
1 人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくり

近年、本市の人口は下げ止まる傾向が見られますが、国勢調査の結果をもとに将来人口を推計すると、都市計画マスタープランの目標年次である平成35年(2023年)には、40万人程度になると見込まれています。また、生産年齢人口(15～64歳)の割合は60%程度に減少し、高齢化率(65歳以上)は30%程度に増加すると見込まれます。一方で世帯数は増加していますが、世帯構成が変化しており、ファミリー世帯が減少し、単独世帯が増加しています。

今後、人口の減少を緩やかにするためには、本市の利便性を活かし、さらに魅力的なまちづくりを進め、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入を促進することが重要です。また、少子高齢化の進展に対しては、多様な世代がともに支えあいながら、ライフステージに応じて暮らし続けていけるまちづくりが必要となっています。

そのためには、これまでの右肩上がりの成長を前提とした、主に都市基盤を整える役割、すなわち「つくる」ことから、質的充足に重きを置いた誰もが安全・安心に、そして快適に暮らすことのできるまちをめざしていくことが必要です。

人口・世帯数の推移と将来推計



(出典: 尼崎市総合計画)

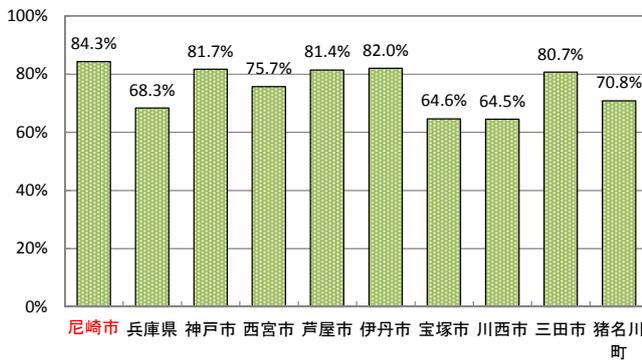
2 ストックを活かしたまちづくり

本市は、早い時期から市街地形成が進み、道路・公園緑地・上下水道などの都市施設や公共建築物は一定整備されています。

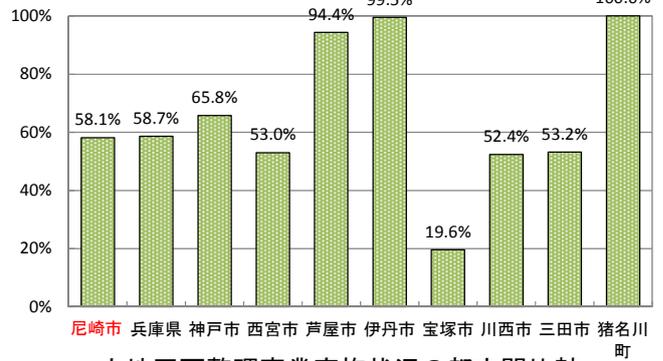
しかし、一部の施設の老朽化が進行し、これらの維持管理に伴う市民一人当たりのコストは、人口減少ともあいまって増加していくことが懸念されます。

経済成長の鈍化、少子高齢化などにより財政的な厳しさが増す中、今後はこれまで整備してきた都市施設の長寿命化や再利用、効率的な維持管理などを進めながら、ユニバーサルデザインへの対応など都市空間の質を高める既存ストックの有効活用を基本とする都市経営に転換していくことが必要です。

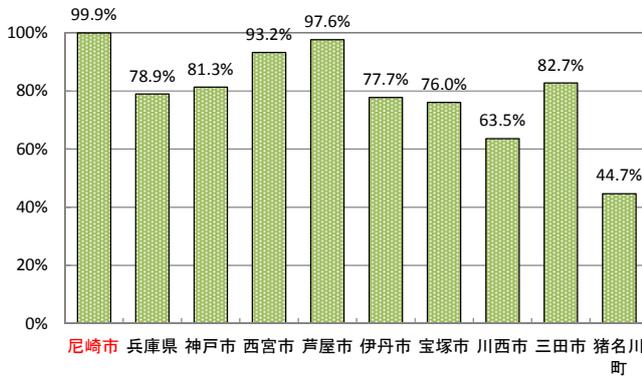
都市計画道路整備率の都市間比較



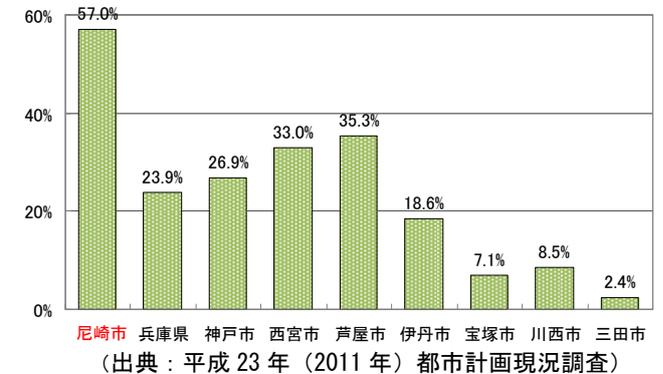
都市計画公園整備率の都市間比較



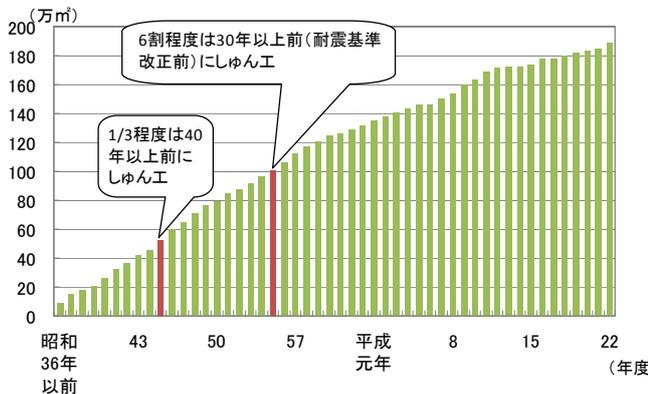
公共下水道整備率の都市間比較



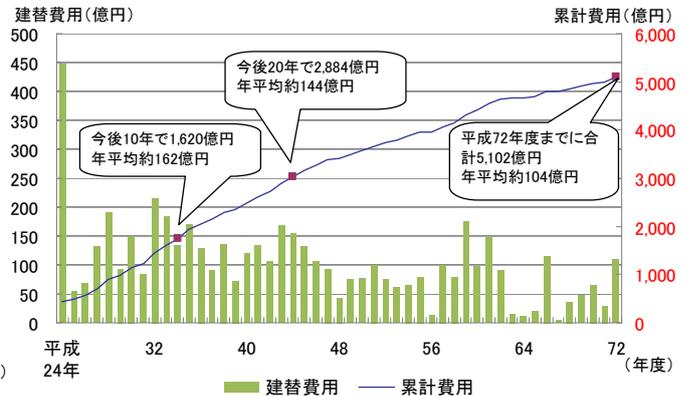
土地区画整理事業実施状況の都市間比較
(市街化区域に対する実施済区域の面積割合)



公共建築物の状況



公共建築物の建替費用の試算

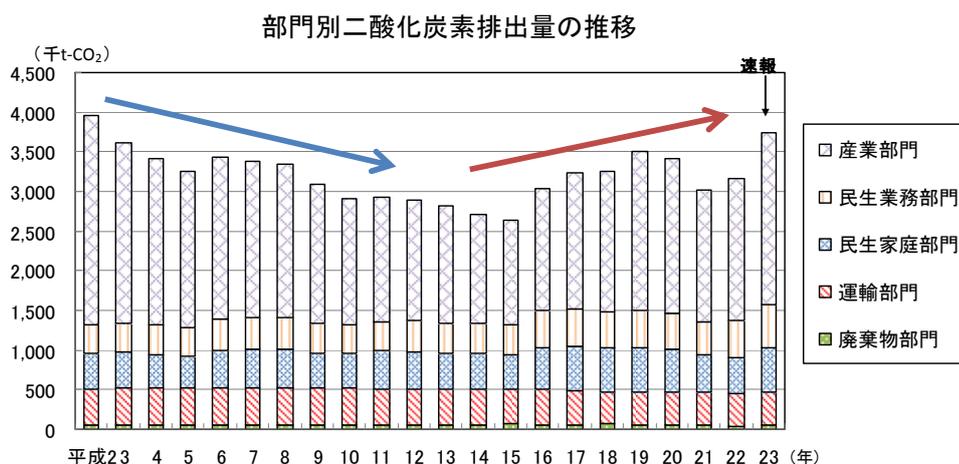


(出典：平成23年(2011年)尼崎市の公共施設の現状と課題)

3 環境に配慮したまちづくり

本市は、高度経済成長期に阪神工業地帯の一翼を担う発展を遂げ、その一方で、深刻な環境問題を経験しました。その後、市民、産業界、行政の努力により克服し、その過程で市全体に高い環境意識が生まれました。

また、平成25年(2013年)3月、本市は「環境モデル都市」に選定され、近年増加傾向にある二酸化炭素排出量の削減など低炭素社会の実現に向け、「ECO未来都市・尼崎」宣言をはじめとして、市民・産業界が一丸となって環境と経済の両立をめざす取組を始めています。今後も、高い環境意識のもと、「環境モデル都市」の名にふさわしい、持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。



環境に配慮したまちづくりの取組

●「ECO未来都市・尼崎」宣言

尼崎市が尼崎の産業界5団体(尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、協同組合尼崎工業会、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構、尼崎信用金庫)と連携し、市民とともに持続的な成長・発展が可能な“環境の生きづくまち”の実現を図ることに同意し、①「産業と環境が共生するエコライフスタイル」の実践、②「人、まち、企業が生きづく都市景観」の創造、の2つの方向性に基づき、創造的な産業活動に積極的に取り組むことを、平成22年(2010年)11月に宣言しました。

●環境モデル都市

温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として国が選定しています。尼崎市は、平成25年(2013年)3月15日に選定されました。



4 災害に強い安全・安心なまちづくり

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの安全・安心に対する意識を一変させました。今後は、「減災」の考え方を基本に、これまでの想定をはるかに超える災害にも対応できるよう、地震や津波などの対策を再検討し、災害に備える必要があります。

また、本市には、未だ老朽化した木造住宅が密集する市街地が多いほか、市域の約30%がゼロメートル地帯となっているなど、地震、火災、津波や水害などの災害に対して大きな不安を抱えています。そのため、私たちの安全・安心を守る都市基盤の適切な整備、維持管理に取り組むことが急務となっています。

阪神・淡路大震災の記憶を風化させず、自らの安全は自ら守る自助はもちろんのこと、今一度、「共助の重要性」を意識し、地域で暮らす一人ひとりが互いに思いやり、助けあうことのできる、誰もが安全・安心に暮らすことのできるまちをめざすことが必要です。

●市民への情報発信

尼崎市では、市民への情報発信として、屋外拡声器の拡充設置、市政出前講座、緊急速報メールの運用、フェイスブックやツイッターなどのインターネットを活用した情報発信を行っており、今後も市民への的確で迅速な情報発信を行います。

屋外拡声器



●津波等一時避難場所

平成25年(2013年)末現在、市全体で公共施設106件、民間施設164件の計270件(収容人数:約183,870人)を、津波等一時避難場所に指定しており、今後も拡大します。

津波等一時避難場所の表示



●自主防災訓練の取組

地域において様々な団体などが、創意工夫を行いながら自主的に防災訓練を実施しており、今後も自助・共助の意識を高めていくため多様な支援を行います。

自主防災訓練の様子



5 地域主体のまちづくり

近年、少子高齢化の進行や、価値観・生活様式が多様化などを背景に、地域が抱える問題が複雑・多様化し、行政による画一的な対応だけでは課題解決が難しいといった状況が見られます。このような中、市民や事業者が行政と連携しながら、地域のニーズや特性に応じて主体的に課題解決に取り組むといった「地域分権」の考え方が全国の自治体で広がってきています。

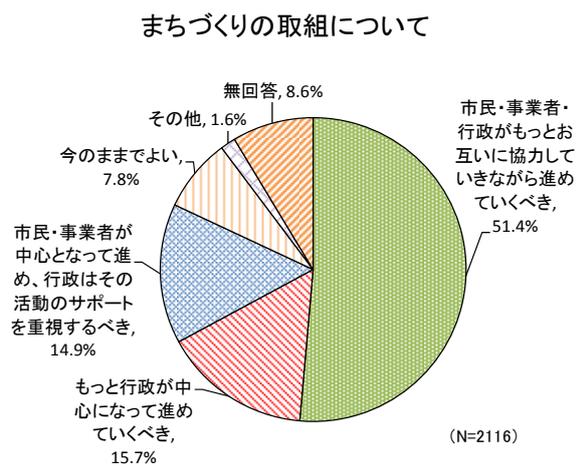
「地域分権」のまちづくりの利点としては、施設の維持管理などを地域住民に委ねることや、様々な計画の策定段階から地域住民の声をできるだけ取り入れることで、無駄のない、地域ニーズに対応した公共サービスを提供することができる点が挙げられます。

また、地域住民にとっても、「地域の特性を活かしたまちづくりが実現できる」、「地域主体の取組がきっかけとなり地域コミュニティの活性化が期待できる」といった利点があります。

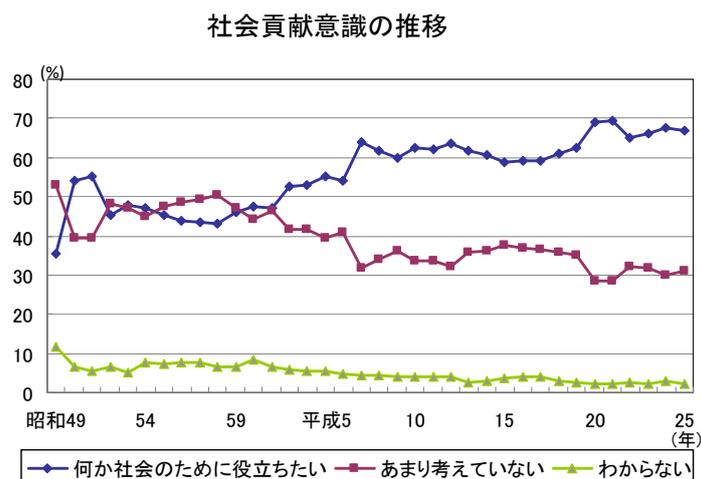
このような状況をチャンスとしてとらえ、地域主体のまちづくりを推進していく必要があります。

●市民のまちづくり参加意向

今後のまちづくりのあり方について、「市民・事業者・行政が相互に協力しながら進める」という意見が最も多く、また、社会のために役立ちたいと思っている人も増えています。



〔出展：尼崎市まちづくり計画策定のためのアンケート調査結果（平成23年（2011年）3月）〕



〔出展：社会意識に関する世論調査（内閣府）〕

●新しい公共の担い手として期待されるNPO(Non Profit Organization: 非営利団体)

- ・NPOとは営利を目的としない民間団体のことで、そのうち、NPO法人とは特定非営利活動促進法に基づく団体です。現在、様々な分野(地域福祉、教育、文化、まちづくり、環境など)で、多様化した社会ニーズに応える重要な役割を果たしています。
- ・本市では、平成25年(2013年)6月現在で118のNPO法人が活動を行っています。